

「さいたま市立地適正化計画（骨子案）」に対する意見募集結果

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	「17ページ、第三章 現状・課題 生活環境」について、課題の部分に（こども・子育て世代が暮らしやすい空間・機能の創出が必要。）と書かれているが、具体的な案の一つに子ども食堂の普及と、保育士の増員を行うべきだと思う。 現在、さいたま市は一昔前と比べて、待機児童が大幅に低下、0人になってはいるが、今後人口増加を鑑みるとこれらを行うべきなのではないだろうか。14ページの人口の推移を見ると、14歳以下の人数の割合はほとんど変化はない。しかし、総人口数は増加するという見込みから、若い年齢の人口は増えるということが言える。 子ども食堂は経済的理由や家庭の事情で十分な食事ができない子どもに、栄養バランスの取れた食事を提供することを目的としている。日本では9人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親世帯は40％以上という高い割合になっている。今後高齢者が増えることから社会保険料なども増加することが考えられるため、さらに貧困層が増加する可能性もある。 保育園では一人の保育士に対し、受け持つ0～5歳の子供の人数が違う。0歳は3人、1～2歳は6人、3歳は15人、4～5歳は25人となっている。これは他国と比べて実は非常に多いのだ。例えばアメリカは0～2歳は4、5人、3歳は7人、4歳は8人、5歳は9人となっている。0～2歳までは日本の方が負担は少ないかもしれないが、3～5歳は日本の方が圧倒的に負担が大きいことが分かる。 以上のことから、市は子ども食堂や保育園とコネクションを作り、双方ともに協力関係、ないしは支援を行い、子ども食堂の認知度と規模拡大、保育園には保育士の人数を増やし、一人一人の負担を削減しつつ、将来増加するであろう子供に向けての対策を取りやすくするべきではないだろうか？	P17	1	本市では、「子育て楽しいさいたま市」を目指し、子ども・子育て施策の充実に取り組んでおり、子どもの居場所づくり事業（子ども食堂等への支援）、保育園・幼稚園・放課後児童クラブ人材確保施策を実施しています。 頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
2	骨子案としては概ね理解できる内容となっている一方で住民として疑問に思う点がいくつかある。 概要としては、道路網が需要と合致していない地域が多く交通のボトルネックになっている事の解消と鉄道網の利用者数と再開発計画の重点対象が食い違っている可能性について指摘したい。 具体的には、 武蔵浦和駅副都心活用について 武蔵浦和駅周辺は立地としても開発状況としても良好に思えるが、幹線道路の能力不足により周辺道路は常に混雑しておりアクセスが難しい。県道213号と埼京線沿線道路を拡充して国道293号、17号バイパス、17号、可能であれば県道1号と165号からの東西南北の円滑なアクセスを可能にして欲しい。	全般	1	本市では、さらなる道路ネットワークの構築に向け、幹線道路の整備を効率的かつ効果的に推進するため、「さいたま市道路整備計画」を策定し、道路整備を推進しています。 ご指摘の武蔵浦和駅周辺につきましては、令和6年度から令和10年度までの整備予定はございませんが、頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
3	（意見番号2の続き） 南浦和駅の再開発計画について さいたま市および埼玉県申請している都市開発計画の中に南浦和駅は含まれていないが、武蔵浦和駅同様に乗り換え需要が旺盛で利用者数の多い駅である一方構造的に商業利用が乏しく需要を取り逃がしている。駅構内、外観双方で改善の余地が大いにある。計画だけでも早期に提案してほしい。	全般	1	頂いたご意見につきましては、今後具体的な都市機能誘導区域を設定する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
4	（意見番号2,3の続き） 浦和美園および岩槻エリアへの産業誘致について 将来的な埼玉高速鉄道の延伸と周囲の非常に強力な道路網からこの周辺には物流上の要衝となる可能性が秘められていると感じるが、一方で現在のところさいたま市への大幅な税収増となるほどの企業誘致は行えていないように見える。また、本骨子案では商業施設について触れられているが、それ以上に重要なのは浦和美園や岩槻へ通勤するような企業・工場を誘致して雇用を創出することにある。同様のことはさいたま新都心にも言えるが、交通条件は非常に恵まれているながら大規模で好条件の雇用がないために土地活用が不十分な地域はさいたま市内に多数見受けられる。将来の少子高齢化に対して税収減を危惧するのであれば、横浜市のような世界的大企業を多数抱える産業都市を目指すべきである。また、そうでもしなければ埼玉高速鉄道の延伸は赤字事業となってしまうと予想する。交通の要衝であるだけでなく、産業の要衝でもあるべきだと考える。浦和美園と岩槻の周辺には広大な土地が未活用で存在している。国道4号、122号、16号および武蔵野線という貨物輸送に適した物流好立地に工場を建設したい企業は多かろうと思う。是非とも強力に産業誘致を実施していただきたい。	全般	1	本市では、本市の地理的優位性を生かし、財政基盤の強化、雇用機会の創出、地域経済の活性化等を図るため、産業集積拠点の創出に取り組んでおり、候補地区として、緑区、岩槻区、見沼区などを選定しております。引き続き産業集積拠点の創出を図ってまいります。	骨子案のとおりといたします
5	17ページ生活環境について こどもまんなかの観点というが現段階の課題の解像度を上げていただきたいです。 大宮駅周辺に様々な施設があるなかで子供がひとりであるくことも多くあります。 一方で大宮南銀座、北銀座の治安はかいぜんしておらずキャッチや歩きタバコなどとてもではないが子供がひとりで歩けるような環境ではありません。 これは大宮駅に関わらず主要駅周辺で起こりうるものであると考えております。 ぜひ改善に向けて一考いただきたいと思います。	P17	1	本市では、街頭防犯カメラの設置、大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロール実施等の防犯のまちづくりや、大宮駅周辺等における路上喫煙禁止区域の指定等の環境美化に取り組んでおります。 頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
6	私は現在東浦和に住んでいるのですが今回の資料で東浦和から南浦和にかけて副都心計画に入っていない事に非常に不満に思っております。何故なら東浦和周辺については人口が増えつつあるものの商業施設や飲食店が少ない事や老朽化した建物が多くあり若い世代が入ってきづらい街に現状なっています。都心区域では現状商業施設や新しい建物が密集をして更にそこに集中させる事は少し疑問に感じます。その為東浦和など立地が良く都心にも行きやすい区域について副都心レベルに上げなければ市街からの転入者の受け皿が確保されないように思われます。地下鉄7号線の延伸についてさいたま市内全ての駅の延伸から始めそこから他市への延伸ならわかります。東川口は地下鉄があり何故東浦和はないのか疑問に思います。ましてや武蔵野線は雨風が強いと止まるリスクがあります。その為東浦和についても地下鉄延伸の計画に修正していただきたいです。 私の案は以下の通りです。 1.東浦和周辺も区画整理をして副都心区域に修正していただきたい。 2.地下鉄7号線延伸についても含めてほしい 3.商業施設や飲食店など充実した生活を送れるよう行政が整備してもらいたい。 以上3点となります。よろしくお願い申し上げます。	全般	1	まず、ご指摘の地下鉄7号線の延伸につきましては、国土交通省に設置されている交通政策審議会の平成28年4月の答申第198号において、浦和美園から岩槻を経由して蓮田までの延伸が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられており、現在、答申を尊重しながら、浦和美園駅から岩槻駅までの区間の延伸事業に取り組んでいます。 その上で、本市としては、市民生活に必要な機能が集積している鉄道駅周辺を「拠点」として位置付け、各種都市機能の集積を促進するとともに、集積した機能を活用することで、更に「拠点」の魅力を高めていくこととしています。 この「拠点」のうち、交通結節点であり又はその将来的な可能性が高いこと、広域的な幹線道路や鉄道に沿ったネットワークを形成する東西連携軸並びに南北連携軸の核となるエリアであること、2都心に次ぐ都市活動や市民生活の拠点であること等を総合的に勘案し、4つのエリアを「副都心」として位置付けています。 東浦和駅を含め、「都心」又は「副都心」とは異なる鉄道駅周辺の「拠点」につきましては、商業・サービス機能を主に、地域において日常生活を支える機能を有する「地域生活拠点」として位置付けており、生活利便施設の充実が図れるようまちづくりを推進しているところです。 頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
7	【19ページ 第三章 生活環境に関するデータについて】 提案：徒歩圏内の生活関連施設集積状況のデータに「子育て支援センター」「のびのびルーム」「公園」「図書館」「児童館」などのデータも加えた方がよい。場合によっては、民間の遊び場施設をデータに含めるのも良いだろう。 理由：現状では「こども・子育て世代が暮らしやすい空間・機能の創出が必要。」という生活環境の課題に対して、「幼稚園・保育園」のデータが提示されている。しかし、待機児童が問題になっている昨今で、入れるかどうか不透明な幼稚園・保育園施設の立地よりも、確実に使用で「のびのびルーム」や「図書館」の方が、居住地としての満足度に直結すると考える。	P19	1	頂いたご意見につきましては、今後、素案を検討する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
8	【19ページ 第三章 生活環境に関するデータについて】 提案：歩道幅データも加えた方がよい。 理由：「日常生活に必要な生活関連施設に徒歩でアクセス可能な生活環境を維持・向上する」という生活環境の課題があるが、大宮区に暮らしている身としては、杖をついた老人やベビーカーが安心して歩ける歩道は駅から少し離れるだけで大きく減り、歩道が未整備だったり電柱やすれ違う自転車で老人や子ども連れには危険で住みにくい部分が多い。	P19	1	本市では、幹線道路などの歩道整備や無電柱化、自転車通行環境整備に加え、生活道路の改善として、「暮らしの道路整備事業」、「スマイルロード整備事業」に取り組んでおります。頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
9	幅広い市民の立場に立つようなところを必要と感じる	全般	1	引き続きパブリック・コメント等により市民の皆さまのご意見を伺い、計画を策定してまいります。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
10	他市と異なり多文化共生の観点から、まったく考慮されていないように感じます。 活躍する外国人から選ばれるさいたま市となるように以下を計画案に盛り込んでいただきたい。 17ページ、03生活環境 現状 に以下を追加 ・在住外国人数の増加に伴い、地域の担い手としての外国人にとっても住みやすく環境が求められている。 （総務省が2024年7月発表した外国人住民市区町村ランキングによるとさいたま市の在住の外国人数は、政令指定都市20市のうち9番目に多い約32万人） 17ページ、03生活環境 課題 に以下を追加 ・多様な宗教を持つ様々な人種の外国人の実数とニーズの把握が必要。 28ページ、04立地適正化の基本方針 生活環境 に以下を追加 ・活躍する外国人の在留を支援する設備や仕組みが必要。	P17, P28	1	頂いたご意見を参考とし、P17生活環境の現状の2点目を「インクルーシブの観点から、あらゆる人の公共交通へのアクセス性や、住宅の多様性、 <u>多様な人々の居場所・つながる場づくり</u> が求められている。」に、課題の2点目を「誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの整備や地域コミュニティで支える移動手段の確保、 <u>多様な人々をつなぐ場の創出</u> が必要。」に修正いたします。	ご意見を参考に骨子案を一部修正いたします
11	17ページ 3章 生活環境の現状認識について、高齢者比率が高まるとあり、また子育て世代と他の世代の分断が起こることのないように配慮する必要があるので、現状の3点目は、「子どもまんなかの観点から、子ども・子育て世代と、子育て世代以外の現役世代、高齢者が互いに尊重する居場所づくりが求められている」と修正した方が良い。 それを受けて、課題の3点目は、「子ども・子育て世代が、子育て以外の現役世代、高齢者ともつながりながら、暮らしやすい空間・機能の創出が必要」と修正したほうが良い。	P17	1	頂いたご意見を参考とし、P17生活環境の現状の2点目を「インクルーシブの観点から、あらゆる人の公共交通へのアクセス性や、住宅の多様性、 <u>多様な人々の居場所・つながる場づくり</u> が求められている。」に、課題の2点目を「誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの整備や地域コミュニティで支える移動手段の確保、 <u>多様な人々をつなぐ場の創出</u> が必要。」に修正いたします。	ご意見を参考に骨子案を一部修正いたします
12	21ページ 3章 経済・産業の現状認識においては、ヒト・モノ・情報を集めるためには、大学など知の集積が必要であるとの認識が必要であると考えます。従って、「埼玉大学や浦和大学、またさいたま市近辺の立教大学などの知的拠点とのネットワークが十分生かされていない」といった現状を組み入れると良い。データとしては大学数などを比較すると良い。	P21	1	本市では、研究開発型企業、企業の研究機能の立地といった知の集積拠点の創出や、さいたま市内及び近隣の大学との連携組織「大学コンソーシアムさいたま」を通じた大学の有する知的資源の活用、各大学との包括連携協定に基づく各分野における連携に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を推進してまいります。頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
13	33ページ 6章 都市機能誘導区域の設定方針においては、今後の都市への期待は、地方でなくとも心豊かに生きる場所への再生と子どもが豊かに育つ環境が求められ、生活空間の中に自然に振れる機会を多くもたらすような土地活用が求められることを配慮し、設定方針の1点目は「自然とのふれあいを重視し、多様なライフスタイルを支えとともに、（中略）豊かな自然を意識した都市再生や土地の高度利用、略」といった表現に修正したほうが良い。	P33	1	制度趣旨から「施設」を誘導する観点での設定方針としておりますが、生活環境の課題において「グリーンインフラ」に触れており、頂いたご意見につきましては、豊かな「空間」を創出する視点として重要であると考えております。今後、素案を検討する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
14	P28：生活環境について コンパクトシティ化に向け、鉄道駅周辺を生活拠点にするだけでなく、そこへのアクセスの確保が重要なのは当然として、公共交通機関などの移動手段の確保に向け、P.20のバス事業者の意向なども十分に考慮し、地域公共交通協議会なども活用して、将来的にも居住誘導区域における「生活の足」の確保をどうしていくか、市としての方針を明記してほしい。 その詳細は、改定が検討されている交通マスタープランでしっかりと検討してほしい。	P28	1	現在、地域公共交通計画を包含した計画として交通マスタープランの改定作業を行っており、頂いたご意見のとおり「生活の足」の確保について検討を進めております。なお、立地適正化計画の検討においては、総合交通体系マスタープランとの連携を図ってまいります。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
15	P30：居住誘導区域 荒川その他の河川の氾濫想定や、今後想定される内水氾濫なども十分に考慮し、市街化調整区域の除外だけでなく、市街化区域においても、災害リスクを考慮して居住誘導区域を設定（再検討）するべき。災害が起きてからでは遅い。予防保全として、災害が起きる前に、居住誘導区域をしっかりと検討して定めるよう記載すべき。 それらの区域に居住を認めるためには、高台まちづくりなどを進めて、災害（水害）を未然に防止する手立てを考えるべき。	P30	1	頂いたご意見につきましては、重要な視点であると考えております。本計画の骨子案の「居住誘導区域・防災指針の設定方針」に記載しているとおり、土砂災害、洪水浸水等の各種災害リスクの危険性、程度を踏まえ、居住誘導区域に含めない区域を検討することとしております。また、連動して災害リスクを回避・低減するための取組についても検討を進めてまいります。	骨子案のとおりといたします
16	P33：都市機能誘導区域 都市機能誘導区域においては、従来の集積を主目的とした都市再開発だけでなく、緑や空地も多用した、ゆとりある、しかし必要な機能は集積した区域を目指すべき。そのような記載を希望します。	P33	1	制度趣旨から「施設」を誘導する観点での設定方針としておりますが、頂いたご意見につきましては、豊かな「空間」を創出する視点として重要であると考えております。今後、素案を検討する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
17	「修正が必要な該当箇所と理由と修正案を入力してください。」では、意見の申し述べようがない。（文言を一か所訂正したら、関連して多数か所を変更する必要があるし、その思想に沿って極めて多数頁を変更する必要があることは当たり前である。一般市民には困難である。当局は市民が言いにくいようにしているのかと想像してしまいます。）今回は初回であり、「骨子」に対してモノ申す訳ですから、考え方や進め方等についての意見も対象としていただきたい。	全般	1	頂いたご意見につきましては、今後パブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
18	「さいたま市立地適正化計画 骨子」は、日本の他の地域から人口を奪ってきて当市だけは生き残ろう、というのが第一の目標であり主プロセスであると考えているように感じる。（一例を挙げると、P 2 8「新たな市街地形成を含め本市のポテンシャルを生かした人口の誘導や維持が必要」、「こども・子育て世代の流入を誘導し、人口の社会増を図る」。しかし他にもいろいろ同様の思想をいろんな個所で感じます。） しかしそれは誤りだと思います。現在住んでいる人たちが世代交代するに際して徐々に、この計画に誘導されていき、目指す姿に成就していくことを思い描いて載きたい。（もちろん、移入者を無視するわけではありませんが。）	全般	1	他の地域から人口を奪って当市のみ生き残る、ということは意図しておらず、頂いたご意見のとおり、利便性を備え安心安全な居住環境等を形成していくため中長期的な視野での緩やかな誘導が必要と考えております。 頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします
19	大宮と新都心と浦和の駅周辺が、今よりも更に一段と高層化し高密度化することを目指しているように感じます。目指していなくとも結果的にそうなってしまうような、考え方やプロセスが構えられているように感じます。 しかしそれは、誤りだと思います。市内の過疎地域においては集約が望ましい一方で、既に高度に市街化したエリアでは高層化や高密度化を今以上に厳しく規制してゆとりある環境を目指すべきです。	全般	1	P21経済・産業の課題に記載のとおり、本市では、東日本の玄関口として、広域的な交通ネットワークの優位性のポテンシャルを生かし、都心、副都心等の拠点機能の向上が必要であると考えており、その中では広場等の空間の創出も重要であると考えております。 頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
20	大宮と新都心と浦和の駅周辺以外でも、要するに「鉄道駅から徒歩圏に人が住む」ことを目指していますね。それも、考え方が狭すぎる。要するに、「市街構築」だけを目指しているように感じる。	全般	1	P17生活環境の現状・課題に記載のとおり、本市では、日常生活に必要な生活関連施設は、鉄道駅周辺に限らず市街地に広く分布し、徒歩でアクセス可能であること、全国的にみて高い水準の人口密度を維持し続ける見通しであることから、この環境を維持・向上することが必要と考えております。	骨子案のとおりといたします
21	「鉄道駅から徒歩圏」以外ではどうするのか、考えが希薄である。方向性が全く滲んでこない。行間から窺えば、鉄道駅から遠いエリアの住人に対しては、鉄道駅周辺へ誘導することを目指しているように感じる。しかしその考え方は、間違いである。駅から遠いエリアに対してこそ、生活利便性の良い環境・インフラを整備することに重点を置いて戴きたい。	全般	1	頂いたご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	
22	例えば、桜区の大久保地区はどのように誘導していこうとしているのか？桜区役所周辺？いや、大久保支所周辺に集約を目指すのか？答えは難しいし、正解は無いと思います。住民への説明、希望や意見集約など十分に時間をかけて行い、そこに住む住民達が選択できるように進めていくべきである。住民たちが選択して納得した計画こそが、正しいのである。市長が決めたから、経営戦略会議で決めたから、という強行はこのテーマでは格別に困難であろう。	全般	1	引き続きパブリック・コメント等により市民の皆さまのご意見を伺い、計画を策定してまいります。	骨子案のとおりといたします
23	P 3 0「※ 市街化調整区域・・・は法令により居住誘導区域に含めないこととなっている」とのことだが、これでは、調整区域における誘導は市街に向けてのみなされ、結局、市街の高層化・高密度化につながってしまう。調整区域を市街化区域にするか調整区域のままにするかは、必要があれば市が変更できることである。「調整区域には誘導しない」と頭から決めてしまうのではなく、市内の田舎地区における立地適正化を柔軟に考えて欲しい。	P30	1	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、立地適正化計画の制度上居住誘導区域に含めることはできませんが、既成市街地となっている市街化調整区域のあり方については別途検討が必要であると考えております。	骨子案のとおりといたします
24	13ページ 人口の項 ＞さらに、地下鉄7号線の延伸促進に取り組んでおり、中間駅などの新駅設置に伴う新たな市街地形成も検討中。 →コンパクトシティ・市街化区域に9割の人口が集中しているという、現状のさいたま市の市街地構造からすると、新たな市街地形成は矛盾しており良い面が損なわれる懸念がある。 仮に中間駅を設ける場合は、既存の市街化区域から孤立したエリアにならないよう一体的な市街地形成を考慮する必要があると思う。	P13	1	頂いたご意見のとおり、本市は、市域の約半分を占める市街化区域に人口の約9割が居住しており人口の面からはコンパクトな構造となっており、これを維持するため、「無秩序な」拡大は抑制することを基本としております。一方、中間駅などの新駅設置に伴う「計画的な」新たな市街地形成については、今後の税收減等や本市のポテンシャルを踏まえ必要であると考えております。中間駅周辺のまちづくりについては、美園地区、岩槻駅周辺地区とを結ぶ東部地域全体のまちづくりの一環として検討してまいります。	骨子案のとおりといたします
25	17ページ 生活環境の項 ＞日常生活に必要な生活関連施設は市街地に広く分布し、徒歩でアクセス可能。 →生活関連施設、が何を指しているのか不明瞭。具体的な施設名を挙げるか、ジャンル分けして地図に示すべき。また、「スポーツの街」というさいたま市の特徴に全く触れていない点が気になる。沼影市民プールや下落合プール、与野体育館の再整備・廃止の議論も、立地最適化計画と整合性を取りながら考えてほしい。 感覚的に、近隣の川口市やふじみ野市と比較して、市民が個人利用（一般利用）できる体育館やアリーナが不足しているように感じる。これだけ人口が増えているのに、体育館施設数や規模が横ばいなのは明らかにキャパシティーオーバーになっていると感じる。	P17	1	生活関連施設については、主にはP18、P19の図に記載しております「スーパーマーケット等」、「病院・診療所」、「高齢者福祉施設」、「幼稚園・保育園」を指しております。ご意見の体育館等のスポーツ施設の位置づけについては、今後、素案を検討する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
26	21ページ 経済・産業の項 ＞また、新大宮上尾道路の整備や核都市広域幹線道路の検討、地下鉄7号線の延伸促進などにより、広域的な交通ネットワークの更なる充実が期待され、地理的優位性を有し、産業立地のポテンシャルを有する。 →ページ全体を通して大宮駅周辺に議論が偏っているように感じる。工場なら北区や桜区、緑区などの地価の低く土地の広い地域が適しているだろうし、東京支社のようなオフィス機能であれば大宮駅に限らず京浜東北線沿線各駅であればどの駅も高いポテンシャルを有していると思う。オフィス賃料が他地域より高い要因は、大宮駅、さいたま新都心駅周辺にしかオフィスビルがなく、土地もないからではないか。北与野駅や与野駅、北浦和駅、南浦和駅など、中心市街地に立地しているほかの主要駅にもオフィス機能を設け、相対的に安い賃料のオフィスをもっと供給すべきだと思う。	P21	1	当該ページは大宮駅と記載している項目もございますが、本市全体について記載しております。 ご意見のオフィスを誘導すべき区域については、今後、素案を検討する際の参考とさせていただきます。	骨子案のとおりといたします

■集計結果

意見提出者数	： 11名
意見項目数	： 26件
修正項目数	： 2件